

平成 30 年度与党税制改正大綱について（会長談話）

本日、与党税制調査会において、税制改正大綱が決定されました。熱心なご議論をいただいた関係者の皆様に、深く敬意を表します。

このたびの大綱では、「償却資産に対する固定資産税」で、中小企業に対する新たな特例措置が設けられました。日頃から産業振興、地域活性化に取り組む市町村の自主財源を減少させることとなるため、特例措置の拡大等を行わないよう強く要望したにも関わらず、こうした改正が行われたことは、要望の趣旨が理解されず、大変残念です。

また、今回、「森林環境税」の導入が決定されました。新税の創設にあたっては、納税者の理解が必要であり、税の用途を含め、大都市の住民にもその受益を実感できるよう、負担感にも配慮し、丁寧な説明を行っていただくようお願いします。

なお、「ふるさと納税制度」は、地方財政に与える影響が年々大きくなっていますので、本来の趣旨に沿った制度となるよう見直しを行うべきと考えます。

国においては、日本経済の再生と地方創生等に向けて、圏域の中核都市である指定都市がその役割を果たせるよう、真の分権型社会の実現に向け、地方税財源の拡充強化を求めます。

平成29年12月14日
指定都市市長会会長
林 文子